

浄化槽の設置届等について

浄化槽の設置、変更、廃止の場合は必ず備前県民局(弓之町庁舎)へ届け出てください。
お問い合わせ先 備前県民局地域政策部環境課 〒700-8604 岡山市北区弓之町 6-1
電話 086-233-9805

備前市の浄化槽設置補助制度について

浄化槽設置整備事業補助金について

補助金の額は、補助金の対象となる浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、人槽区分ごとに定める額を限度とします。

人槽区分	補助金限度額
5人槽	532,000円
6~7人槽	714,000円
8~50人槽	1,048,000円

※必ず着工前に申請してください。

※浄化槽を更新する場合は、別途規定がありますので、お問い合わせください。

補助金の対象となる浄化槽について

① 浄化槽

し尿及び雑排水を併せて処理する処理対象人員が50人以下の浄化槽であって、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項に規定する技術上の基準及び同条第2項に規定する構造基準に適合し、かつ、処理対象人員が10人以下のものについては「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」(平成4年10月30日付け、衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合するもの

② 設置する建物

主に居住の用に供する専用住宅

店舗兼住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物

③ 補助対象地域

公共下水道の事業計画の認可を受けた区域及び農業集落排水施設設置事業並びに漁業集落排水施設設置事業の採択された区域以外の地域

④ その他の要件

上記の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができません。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認又は浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 専用住宅を借りている者で、所有者の承諾が得られないもの
- (3) 補助事業の当該年度内に浄化槽を設置することができない者
- (4) 補助事業の当該年度内に本市に住所を有することができない者
- (5) 販売を目的とする専用住宅(展示用を含む。)に浄化槽を設置する者
- (6) 市税を滞納している者
- (7) 補助金交付決定前に浄化槽の設置工事をした者

⑤ 補助金の申請手続きは浄化槽工事業者等に委任することができます

⑥ 補助金申請受付基数には限りがありますので、事前にお問い合わせください。

お問い合わせ先 下水道課下水道業務係 電話 (0869)66-9701